

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD Feb.23, 2015

中国最高人民法院の「専利紛争事件の審理に適用される法律の問題に関する若干の規定」が、2015年1月19日、最高人民法院審判委員会第1641回会議において改正案が採択され2015年2月1日より施行されました。弊所は新旧対照表を作成しここに送付いたします。ご参考にしていただければ幸いです。



中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所 中国弁理士

張立岩

TEL 06-6130-7051

FAX 06-6361-1162

e-mail: zhang@csptjp.com

訳注：「専利」は、発明、実用新案、意匠を包括した語です。
「復審委員会」は、不服審判と無効請求を審理します。

専利（発明、実用新案、意匠）紛争事件の審理に適用される法律の問題に関する若干の規定」の改正に関する最高人民法院の決定（2015）

（2015年1月19日 最高人民法院審判委員会第1641回会議採択）法積（2015）4号

（新旧対照表）

2001.07.01	現行（2015年2月1日より施行）
<p>第1条 人民法院は下記の紛争事件を受理する。</p> <p>1. 専利出願権に関する紛争事件</p> <p>2. 専利権帰属に関する紛争事件</p> <p>3. 専利権、専利出願権譲渡契約に関する紛争事件</p> <p>4. 専利権侵害に関する紛争事件</p> <p>5. 他人の専利の詐称に関する紛争事件</p> <p>6. 発明専利出願公開から権利付与までの</p>	同

<p>実施料に関する紛争事件</p> <p>7. 職務発明創造の発明者、創作者に対する報奨、報酬に関する紛争事件</p> <p>8. 訴訟前の侵害差止め、財産保全の請求に関する事件</p> <p>9. 発明者、創作者の資格に関する紛争事件</p> <p>10. 専利復審委員会の拒絶査定維持の審決に対する不服に関する事件</p> <p>11. 専利復審委員会の専利権無効宣告請求の審決に対する不服に関する事件</p> <p>12. 国務院専利行政部門の強制実施許諾決定に対する不服に関する事件</p> <p>13. 国務院専利行政部門の強制実施料裁定に対する不服に関する事件</p> <p>14. 国務院専利行政部門の行政再審査決定に対する不服に関する事件</p> <p>15. 専利工作管理部門の行政決定に対する不服に関する事件</p> <p>16. その他の専利紛争事件</p>	
<p>第2条 専利紛争事件の第一審は、各省、自治区、直轄市の人民政府所在地の中級人民法院及び最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。</p>	<p>第2条 専利紛争事件の第一審は、各省、自治区、直轄市の人民政府所在地の中級人民法院及び最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。</p> <p><u>最高人民法院が実際の情況に基づき、専利紛争事件の第一審を管轄する基層人民法院を指定することができる。</u></p>
<p>第3条 専利復審委員会が2001年7月1日以降に実用新案、意匠の専利権取消請求に関して下した審決に対して、当事者が不服申し立てを人民法院に行った場合、人民法院はこれを受理しない。</p>	<p>同</p>
<p>第4条 専利復審委員会が2001年7月以降に下した実用新案、意匠の専利出願の拒絶査定を維持する審決、又は実用新案、意匠の専利権の無効宣告請求に関する決定に対して、当事者が不服申し立てを人民法院に行った場合、人民法院は受理しなければならない。</p>	<p>同</p>

<p>第5条 専利権の侵害により提起された訴訟は、侵害行為地又は被告の所在地の人民法院が管轄する。</p> <p>侵害行為地には：発明、実用新案の専利権を侵害した製品を、製造、使用、許諾販売、販売、輸入等の行為がなされた地域；専利方法を使用する行為がなされた地域；当該専利方法によって直接得られる製品を使用、許諾販売、販売、輸入等の行為がなされた地域；意匠専利の製品を製造、販売、輸入等の行為がなされた地域；他人の専利を詐称する行為がなされた地域、上記侵害行為の侵害結果の発生地が含まれる。</p>	<p>第5条 専利権の侵害により提起された訴訟は、侵害行為地又は被告の所在地の人民法院が管轄する。</p> <p>侵害行為地には：発明、実用新案の専利権を侵害した製品を、製造、使用、許諾販売、販売、輸入等の行為がなされた地域；専利方法を使用する行為がなされた地域；当該専利方法によって直接得られる製品を使用、許諾販売、販売、輸入等の行為がなされた地域；意匠専利の製品を製造、<u>許諾販売</u>、販売、輸入等の行為がなされた地域；他人の専利を詐称する行為がなされた地域、上記侵害行為の侵害結果の発生地が含まれる。</p>
<p>第6条 原告が侵害製品の製造者に対してのみ提訴し、販売者を訴えない場合に、侵害製品の製造地と販売地が同一でない場合、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者と販売者を共同被告として訴えた場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。</p> <p>販売者が製造者の出先機関であり、原告が販売地において侵害製品製造者の製造、販売行為を訴えた場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。</p>	同
<p>第7条 原告が、1993年1月1日以前に提出した専利出願及び当該出願によって付与された方法発明専利権に基づいて提起された侵害訴訟は、本規定の第五条、第六条の規定を参照して、管轄を確定する。</p> <p>上記の事件の実体審理においては、方法発明の専利権は製品に及ばないという規定を、人民法院は法に従って適用する。</p>	同
<p>第8条 実用新案専利権の侵害の訴訟を提起した原告は、提訴する際、国务院専利行政部門が作成した調査報告を提出しなければならない。</p> <p>実用新案、意匠の専利権の侵害紛争事件の被告が訴訟の中止を請求する場合、答弁</p>	<p>第8条 <u>出願日が2009年10月1日以前（当該日を含めない）である実用新案専利に対して専利権侵害の訴訟を提起する場合、原告は国务院専利行政部門が作成した調査報告を提出することができる。</u> <u>出願日が2009年10月1日以後である実</u></p>

<p>期間内に原告の専利権に対する無効宣告請求を提出しなければならない。</p>	<p><u>用新案専利又は意匠専利に対して専利権侵害の訴訟を提起する場合、原告は国務院専利行政部門が作成した専利権評価報告を提出することができる。事件審理の必要によって、人民法院は、原告に調査報告又は専利権評価報告を提出することを要求することができ、原告が正当な理由がなく提出しない場合、人民法院は訴訟中止を裁定すること又は原告が承服可能な不利な結果を判決することができる。</u></p> <p>実用新案、意匠の専利権の侵害紛争事件の被告が訴訟の中止を請求する場合、答弁期間内に原告の専利権に対する無効宣告請求を提出しなければならない。</p>
<p>第9条 人民法院が受理した実用新案、意匠の専利権の侵害紛争事件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなければならない。ただし、以下の状況のいずれか一つに該当する場合、訴訟を中止しなくともよい。</p> <p>(一) 原告が提出した調査報告に実用新案専利の新規性、進歩性を喪失させる技術文献が見当たらない。</p> <p>(二) 被告が提出した証拠が、被告が使用した技術は既に公知であることを十分に証明している。</p> <p>(三) 被告が当該専利権の無効宣告請求で提出した証拠又は根拠とする理由が、明らかに不十分である。</p> <p>(四) 人民法院が訴訟を中止すべきでないと考えるその他の状況。</p>	<p>第9条 人民法院が受理した実用新案、意匠の専利権の侵害紛争事件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなければならない。ただし、以下の状況のいずれか一つに該当する場合、訴訟を中止しなくともよい。</p> <p>(一) 原告が提出した調査報告<u>又は専利権評価報告</u>に実用新案専利<u>又は意匠専利の無効事由</u>が見当たらない場合。</p> <p>(二) 被告が提出した証拠が、被告が使用した技術は既に公知であることを十分に証明している場合。</p> <p>(三) 被告が当該専利権の無効宣告請求で提出した証拠又は根拠とする理由が、明らかに不十分である場合。</p> <p>(四) 人民法院が訴訟を中止すべきでないと考えるその他の状況の場合。</p>
<p>第10条 人民法院が受理した実用新案、意匠の専利権の侵害紛争事件において、被告が答弁期間満了後に当該専利権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止してはならない。ただし、審査の結果、裁判を中止する必要があると認めた場合</p>	<p>同</p>

を除く。	
<p>第11条 人民法院が受理した発明の専利権の侵害紛争事件、又は専利復審委員会が審理を経て専利権を維持した実用新案、意匠の専利権の侵害紛争事件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなくともよい。</p>	同
<p>第12条 人民法院が訴訟の中止を決定し、専利権者又は利害関係人が、被告に責任を持って関係する行為を停止することを求めるか、又は侵害によって損害が継続的に拡大することを阻止するその他の措置をとることを請求し、担保を提供した場合、人民法院は審理を経て、関係する法律の規定に合っている場合、訴訟の中止を裁定すると同時に、関連する裁定を下すことができる。</p>	同
<p>第13条 人民法院が専利権に対する財産保全を行う場合、国務院専利行政部門に執行協力通知書を発行しなければならない。通知書には、執行協力を求める事項、及び専利権の保全期間を明記し、かつ人民法院の裁定書を添付しなければならない。専利権の保全期間は、1回につき6ヶ月を超えてはならず、国務院専利行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。当該専利権に対して継続して保全措置をとる必要がある場合、人民法院は保全期限が満了するまでに、国務院専利行政部門に対し、保全継続の執行協力通知書を、改めて送付しなければならない。保全期間が満了する前に送付されない場合、当該専利権に対する財産保全は自動的に解除されたものとみなす。</p> <p>人民法院が抵当が設定されている専利権に対する財産保全措置をとることができる場合、質権者の優先的償還を受ける権利は保全措置の影響を受けない。専利権者と</p>	同

<p>実施権者が既に締結した専用実施権契約は、人民法院の当該専利権に対する財産保全の実行に影響を及ぼさない。</p> <p>人民法院が既に保全措置を取った専利権に対し、重複して保全を行ってはならない。</p>	
<p>第14条 2001年7月1日以前に所属単位の物的技術的条件を利用して完成した発明創造に関し、その単位と発明者又は創作との間に交わした契約があつて、専利出願する権利及び専利権の帰属に関して約定がある場合、その約定に従わなければならない。</p>	同
<p>第15条 人民法院が受理した専利権侵害紛争事件が権利の抵触に関する場合、法律によって先に権利を取得した当事者の合法的權益を保護しなければならない。</p>	同
<p>第16条 専利法第二十三条でいう先に取得した合法的権利には、商標権、著作権、企業名称権、肖像権、著名商品特有の包装又は装飾の使用権等を含む。</p>	同
<p>第17条 専利法第五十六条第一項にいう「発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その権利請求の内容を基準とし、明細書と図面は権利請求の解釈に用いることができる」とは、専利権の保護範囲は、権利請求書に明確に記載された必須の技術的特徴によって確定された範囲を基準とし、その必須の技術的特徴と均等な特徴で確定される範囲も含むことを指す。</p> <p>均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段で、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成するもので、かつ当業者が創造的作業なしに容易に想到できる特徴を指す。</p>	<p>第17条 専利法第五十九条第一項にいう「発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その権利請求の内容を基準とし、明細書と図面は権利請求の内容の解釈に用いることができる」とは、専利権の保護範囲は、権利請求書に記載された全ての技術的特徴によって確定された範囲を基準とし、当該技術的特徴と均等な特徴で確定される範囲も含むことを指す。</p> <p>均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段で、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成するもので、かつ当業者が被疑侵害行為発生日に創造的作業なしに容易に想到できる特徴を指す。</p>
<p>第18条 2001年7月1日前に発生した専利権侵害行為に対しては、改正前専利法の規定を適用して、民事責任を追及する。</p>	<p>第18条 2001年7月1日前に発生した専利権侵害行為に対しては、改正前専利法の規定を適用して、民事責任を確定す</p>

<p>2001年7月1日以降に発生したものについては、改正専利法の規定を適用して、民事責任を追及する。</p>	<p>る。2001年7月1日以降に発生したものについては、改正専利法の規定を適用して、民事責任を確定する。</p>
<p>第19条 他人の専利を詐称したものに対し、人民法院は専利法第五十八条の規定に従って、その民事責任を追及することができる。専利工作管理部門が行政処分を行っていない場合、人民法院は民法通則第三百三十四条第三項の規定に従って、民事制裁を与えることができる。適用される民事上の罰金額は、専利法第五十八条の規定を参照して確定する。</p>	<p>第19条 他人の専利を詐称したものに対し、人民法院は専利法第六十三条の規定に従って、その民事責任を追及することができる。専利工作管理部門が行政処分を行っていない場合、人民法院は民法通則第三百三十四条第三項の規定に従って、民事制裁を与えることができる。適用される民事上の罰金額は、専利法第六十三条の規定を参照して確定する。</p>
<p>第20条 人民法院が専利法第五十七条第一項の規定に従って、侵害者の賠償責任を追及する場合、権利者の請求に基づいて、権利者が侵害によって被った損失又は侵害者が侵害によって得た利益に基づいて、賠償額を確定することができる。</p> <p>権利者が侵害によって被った損失は、権利者の専利製品が侵害によって減少した販売量に、専利製品1個の合理的な利益を乗じて計算する。権利者の販売の減少量が確定しにくい場合、市場での侵害製品の販売量に専利製品1個の合理的な利益を乗じた積を、権利者が侵害によって被った損失とみなすことができる。</p> <p>侵害者が侵害によって得た利益は、市場における侵害製品の販売量に、侵害製品1個の合理的な利益を乗じて計算する。侵害者が侵害によって得た利益は、通常、侵害者の営業利益に基づいて計算し、侵害を完全に業とする侵害者に対しては、販売利益に基づいて計算することもできる。</p>	<p>第20条 (第1項削除)</p> <p>専利法第六十五条に規定された権利者が侵害によって被った実際の損失は、権利者の専利製品が侵害によって減少した販売量に、専利製品1個の合理的な利益を乗じて計算する。権利者の販売の減少量が確定しにくい場合、市場での侵害製品の販売量に専利製品1個の合理的な利益を乗じた積を、権利者が侵害によって被った損失とみなすことができる。</p> <p>専利法第六十五条に規定された侵害者が侵害によって得た利益は、市場における当該侵害製品の販売量に、侵害製品1個の合理的な利益を乗じて計算する。侵害者が侵害によって得た利益は、通常、侵害者の営業利益に基づいて計算し、侵害を完全に業とする侵害者に対しては、販売利益に基づいて計算することもできる。</p>
<p>第21条 被侵害者の損失又は侵害者の得た利益を確定しにくい場合において、参考にできる専利実施許諾料がある場合、専利権の種類、侵害者の侵害の性質及び情状、専利実施許諾料の額、専利許諾の性質、範囲、時間等の要因に基づき、当該専利実施</p>	<p>第21条 権利者の損失又は侵害者の得た利益を確定しにくい場合において、参考にできる専利実施許諾料がある場合、専利権の種類、侵害行為の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、時間等の要因に基づき、当該専利実施許諾料の倍率を参</p>

<p>許諾料の1乃至3倍を参考にして、人民法院は合理的に賠償額を確定する。参考にできる専利実施許諾料がない場合、又は専利実施許諾料が明らかに不合理である場合、専利権の種類、侵害者の侵害の性質及び情状等の要因に基づき、通常、人民幣5000元以上30万元以下の範囲で、賠償額を人民法院が確定する。最高でも50万元を超えてはならない。</p>	<p>考にして、人民法院は合理的に賠償額を確定する。参考にできる専利実施許諾料がない場合、又は専利実施許諾料が明らかに不合理である場合、専利権の種類、<u>侵害行為</u>の性質及び情状等の要因に基づき、<u>専利法第六十五条第二項の規定に従って</u>人民法院が賠償額を確定する。</p>
<p>第22条 人民法院は、権利者の請求及び事案の具体的状況に基づき、権利者が調査や侵害の差し止めに支払った合理的な費用を、賠償額に加えることができる。</p>	<p>第22条 <u>権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的支出を主張する場合、人民法院は専利法第六十五条に確定された賠償額以外に別途に計算することができる。</u></p>
<p>第23条 専利権侵害訴訟の時効は2年とし、専利権者又は利害関係人が侵害行為を知った、又は知り得たに違いない日から起算する。権利者が2年を過ぎて提訴した場合において、侵害行為が提訴時まで続いている場合、当該専利権の有効期間中は、人民法院は被告に対し、侵害行為の停止を命ずる判決を下す。侵害による損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から2年前までの計算をしなければならない。</p>	<p>同</p>
<p>第24条 専利法第十一条、第六十三条にいう許諾販売とは、広告、商店のショーウィンドウの陳列又は展示会の展示等の方式によって、商品販売の意思表示を行うことを指す。</p>	<p>第24条 専利法第十一条、<u>第六十九条</u>にいう許諾販売とは、広告、商店のショーウィンドウの陳列又は展示会の展示等の方式によって、商品販売の意思表示を行うことを指す。</p>
<p>第25条 人民法院が受理した専利権侵害紛争事件について、専利工作管理部門が既に侵害又は非侵害の認定を行っていた場合、人民法院は当事者の訴訟請求について全面的な審理を行わなければならない。</p>	<p>同</p>
<p>第26条 以前の関連する司法解釈が本規定と一致しない場合、本規定を基準とする。</p>	<p>同</p>